

## 三ツ星デイサービスセンター運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、株式会社 yasashio が設置運営する指定地域密着型通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営、適切なサービスの提供を図ることを目的とします。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、介護保険法の定めるところにより、利用者が可能な限りその居宅において、豊かにかつその能力に応じて自立生活を営むことができるよう支援すると共に、ご家族の心身の負担軽減を図ることを目的とします。

### (運営の方針)

第3条 事業の運営及びサービスの提供にあたっては、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に適合することはもとより、次のことを基本方針とします。

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、個別の通所介護計画(以下、「サービス計画」という)を作成することにより、利用者が必要とする日常生活上の援助及び機能訓練を行います。
- (2) 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- (3) 利用者及びその家族(以下「利用者等」という)の自己決定を尊重し選択利用に必要な情報を適切に提供し、意向に沿ったサービスの提供に努めます。
- (4) 正当な理由なくサービスの提供を拒まず、またサービス提供にあたっては居宅介護支援事業者及び福祉、保健、医療や公私のサービスと連携し効果的なサービスに努めます。

### (事業所名称・所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりです。

- (1) 名称 三ツ星デイサービスセンター
- (2) 所在地 広島市西区打越町12番6号サンパレスマツモト2階

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する従事者の員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者 1名(生活相談員兼務)  
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行います。
- (2) 生活相談員 4名(常勤3名<管理者兼務1名、介護職員兼務2名>、非常勤1名<介護職員兼務1名>)  
生活相談員は、利用者等の相談に応じると共に次の業務に従事します。
  - ①利用受付に係る業務
  - ②居宅介護支援事業者等他機関との連絡調整
  - ③事業所内のサービスの調整
  - ④サービス計画の作成とその管理

(3) 看護職員 4名(非常勤4名<機能訓練指導員兼務>)

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、健康管理、指導に従事すると共に健康状態の急変等に対応します。

(4) 介護職員 11名(常勤2名<生活相談員兼務2名>、非常勤9名<介護職員専従8名、生活相談員兼務1名>)

介護職員は、各利用者のサービス計画に基づく介護に従事します。

(5) 機能訓練指導員 4名(非常勤4名<看護職員兼務>)

機能訓練指導員は、利用者に対して、日常生活を営むために必要な機能を改善、または現状の能力の維持や減退の防止のために訓練を行います。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

(1) 営業日 原則、月曜日から土曜日(祝日も営業)。(ただし、8月13日から8月15日及び12月30日から1月4日までを除きます)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。

(3) サービス提供時間 原則、午前9時30分から午後4時35分までとします。(送迎時間は除きます)利用者の希望により、延長することができます。なお、台風、積雪等により営業を取りやめたり、営業時間を変更することがあります。

(利用定員)

第7条 利用定員は18名とします。

(介護の内容)

第8条 各利用者のサービス計画に基づき次のサービスを行います。

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) 送迎     | (6) 運動・口腔機能訓練          |
| (2) 健康チェック | (7) アクティビティ(レク・創作活動など) |
| (3) 食事サービス | (8) その他必要な介護及び相談・指導    |
| (4) 入浴サービス |                        |
| (5) 生活相談   |                        |

(サービス計画の作成)

第9条 サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえ、個別にサービス計画を作成します。

2 サービス計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得ます。

3 利用者に対し、サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行います。

(利用料等)

第10条 利用料の額は、介護報酬の告示上の額とします。ただし、次に掲げる項目については、介護保険給付外料金として利用者の負担となります。

(1) 通常の事業実施地域以外利用者の送迎費用。自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1Km当たり20円を実費として徴収します。

(2) 食費 一食あたり800円

(3) おむつ代 実 費

(4) その他の原材料費等(製作材料費等) 実 費

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者などに対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印をしていただきます。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市西区（一部地域を除く：別紙参照）、中区の区域とします。

(サービス利用にあたっての留意事項及び安全、衛生の確保)

第 12 条 サービス提供にあたっては、利用者の安全、衛生を確保するために次のことを行います。

- (1) サービス提供開始にあたって従事者が予め承知しておくべき心身の状態、主治医からの注意事項、日常生活上利用者などが注意していることなど遺漏なく把握します。
- (2) 利用日ごとに利用者の健康状態の把握を適切に行います。
- (3) 感染症の疾患に罹患している恐れのある場合には利用を中止してもらうなど、感染防止に努めます。
- (4) 家族や主治医との連携を密にすると共に、主治医から必要な指示、指導などの協力を得ます。
- (5) サービス環境の整理整頓、介護用品の衛生確保、食中毒の防止を図ります。

(苦情処理)

第 13 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるよう努めます。

(緊急時における対応)

第 14 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに予め登録されている家族などに連絡すると共に、主治医または協力医療機関に連絡し、必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

第 15 条 サービス提供中に火災その他の非常災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じ、安全確保に努めます。

- 2 事業者は災害に備え、年 2 回消火、避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 3 事業者は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めます。

(その他運営についての重要事項)

第 16 条 事業者は、管理者及び従業者等の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
  - (2) その他の研修
- 2 従業者は、在職中及び退職後も業務上知りえた情報については他に漏らしません。
  - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 yasashio 代表者の承認を得て、管理者が定めるものとします。

(利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事業者は、利用者等の虐待の防止のため、次のとおり措置を講じます。

- (1) 組織運営の健全化
- (2) 従業員の負担やストレスへの対応
- (3) チームケア、従業員間の連携
- (4) 職業倫理、法令遵守の意識の啓発
- (5) ケアの質の向上
- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動の実施
- (7) 虐待が疑われる事例を発見した場合の市町村等関係機関への報告
- (8) 虐待防止等のため、責任者の設置と従業員及び管理者に対する研修の実施

(記録の保存)

第 18 条 事業者は、次に掲げる記録のうち、法に規定する地域密着型介護サービス費等の支給の根拠となるものについて、その完結の日から 5 年間、これを保存します。

- (1) 利用者等に提供するサービスに関する計画
- (2) 利用者等に提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) その他各サービスの根拠に関する記録

付 則 この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

平成 23 年 11 月 1 日改定

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 24 年 5 月 1 日改定

平成 25 年 4 月 1 日改定

平成 26 年 2 月 22 日改定

平成 26 年 4 月 1 日改定

平成 26 年 8 月 1 日改定

平成 27 年 3 月 6 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 11 月 1 日改定

平成 28 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 1 月 16 日改定

平成 29 年 2 月 1 日改定

平成 29 年 9 月 1 日改定

令和元年 10 月 1 日改定

令和 4 年 10 月 1 日改定

令和 5 年 2 月 1 日改定

令和 5 年 12 月 1 日改定